

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

1 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度 異配水場外1か所無停電電源設備保守点検業務委託	機械等施設点検・ 運転－施設保守点 検整備	株式会社GSユアサフィール ディングス 関西支店	¥1,034,000	令和8年1月7日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	G4	-
2	水質管理研究センター柴島本所新築に伴う 庁内情報ネットワーク環境整備業務委託	情報処理－情報処 理	NECフィールディング株式会 社 西日本インテグレーション 統括部 関西第一営業部	¥10,978,000	令和8年1月8日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	G4	-
3	浄配水施設監視制御設備整備事業再発注 に係るアドバイザー業務委託	その他代行－各種 施策研究・調査	有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所	¥6,985,000	令和8年1月6日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	G4	-
4	令和7～8年度 検針未納統合ハンディ ターミナルシステム運用保守業務委託 長 期継続	情報処理－情報処 理	株式会社ウォーターデバイス	¥3,850,000	令和8年1月20日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 異配水場外1か所無停電電源設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社GSユアサフィールドディングス

3 随意契約理由

本業務は、異配水場および大淀配水場に設置している無停電電源設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社ジーエス・ユアサ パワーサプライ及び株式会社GSユアサが自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、装置の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該装置にかかる保守点検業務は株式会社GSユアサフィールドディングスへ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、装置に障害が発生した場合、その原因が装置固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社GSユアサフィールドディングスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1. 案件名称

水質管理研究センター柴島本所新築に伴う庁内情報ネットワーク環境整備業務委託

2. 契約相手方

NEC フィールディング株式会社

3. 随意契約理由

本業務は、水質管理研究センター柴島本所新築に伴い、庁内情報ネットワーク及び庁内情報ネットワーク用端末が安定稼働となるよう環境整備を行うものであります。

大阪市水道局情報システム統合基盤および庁内情報ネットワーク（以下「本システム」という）は、上記業者が独自にシステム設計およびネットワーク設計を行い、さらにシステム構築まで一貫して実施したものであります。

本業務の実施にあたっては、当局職員が庁内情報ネットワーク用端末の利用にあたり、サーバなどシステムの中核部分から現地における利用環境まで一貫したネットワークを構築し安定稼働を確保できる機能保証が必要不可欠なものとなります。その前提の上で現地におけるネットワークの設計及び設定、さらに庁内情報ネットワーク用端末の設定を行ったうえで、庁内情報システム統合基盤との疎通確認などを行うものであり、これらの作業は本システムと密接に連携する必要があるため、本システムの構成に精通した高度な専門知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し障害が発生した場合、その障害原因が本業務に起因するものなのかどうか、又は、統合基盤庁内情報ネットワークに関することなのかについて確認した結果、障害原因の究明には上記業者以外では非常に困難となり、ひいては責任の所在が不明確になる旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは NEC フィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結いたします。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条13第1項第2号

5. 担当部署

水道局総務部 DX 推進課（電話番号 06-6616-5411）

随意契約理由書

1 案件名称

浄配水施設監視制御設備整備事業再発注に係るアドバイザー業務委託

2 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ

3 随意契約理由

本業務は、大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業（以下「本事業」という。）の再発注に関する手続きを適正かつ速やかに進めるために、発注資料一式の作成・修正、VFMの再算定等について、高度な専門知識（法務、財務、技術分野等）や豊富な経験を有する民間事業者から、具体的で適切な支援や助言等を受けるものです。

本事業は令和6年7月に公告しましたが、令和7年7月の開札の結果、予定価格超過による入札取止めとなりました。入札参加者等へのヒアリング等、入札不調となった要因等を分析した結果、発注条件の一部見直しを行うことで契約の見込みがあることを確認したため、令和8年度の再発注を実施します。

本業務履行にあたっては、令和5年度から令和7年度の間、継続し委託したアドバイザー業務の成果物を用い、発注条件見直しに伴う修正、法的リスクの整理、VFM再算定が求められることから、当該成果物の作成根拠や検討経過等を熟知している事業者でなければ適切に履行はできません。また、他の業者が本業務を履行し、再発注を実施した後に、法的リスクの発覚や根拠の不整合等により、事業遂行上著しい支障が生じた場合、その原因が当初の履行によるものか、本業務の履行によるものか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務履行に際し一貫した責任と成果物への保証をもたせることができるのは、前回発注時に支援業務に従事した有限責任監査法人トーマツが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備課（電話番号06-6616-5551）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7～8年度 検針未納統合ハンディターミナルシステム運用保守業務委託
長期継続

2 契約の相手方

株式会社ウォーターデバイス

3 随意契約理由

本業務は、水道メータ検針業務及び料金等徴収業務で使用している検針未納統合ハンディターミナルシステム（以下「本システム」という。）の運用保守を行うものです。

本システムは、大豊機工株式会社（現ニデック大豊機工株式会社）が開発を行ったものであり、独自に構築されたプログラムとなっているため、本業務の履行には、本システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本システムの事業は株式会社ウォーターデバイスに事業承継されており、株式会社ウォーターデバイスを含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、株式会社ウォーターデバイスが唯一の業者です。

以上のことから、株式会社ウォーターデバイスと契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）